



第1章 計画の基本的考え方

1 計画の目的・将来像と性格

豊島区では、平成15(2003)年3月に、21世紀の第1四半世紀を計画期間とする、区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」(以下「基本構想」といいます。)を策定しました。

策定から10余年が経過し、社会経済状況等がめまぐるしく変化するなかで、時代の変化に対応できるよう、平成27(2015)年3月に基本構想の見直しを行いました。

この新たな「豊島区基本計画」(以下「基本計画」といいます。)は、後期基本計画が平成27(2015)年度をもって計画期間が満了することから、基本構想の見直しを踏まえ、新たに策定するものです。

基本構想の見直しの背景である「人口減少社会の到来と少子高齢化の進行」「安全・安心なまちづくりへの意識の高まり」「国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催」を念頭に、豊島区がめざすべき将来像を実現していくことが求められています。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

東京において魅力ある個性と存在感を発揮しつつ、高密都市としての責任を果たし、未来への信頼を高めていきます。「安全・安心な、住みたいまち、訪れたいまち」としての信頼を確かなものとしていく、それが豊島区のめざす姿です。

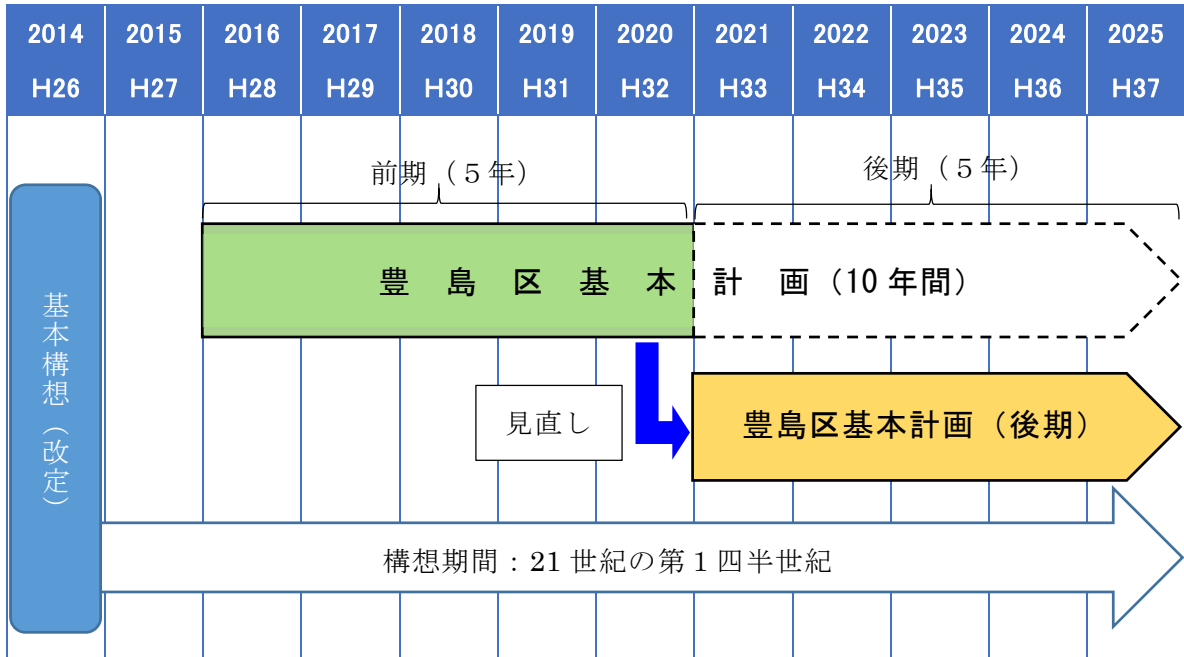
この基本計画は、豊島区の将来像を実現することを目的としています。そのため、計画期間内に取り組む施策を体系的に示すとともに、施策の10年後の目標を明示するものです。また、基本計画は、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるもので、区の各分野における計画を総合的に調整するものです。



2 計画の期間

基本計画は、平成 28（2016）年度を初年度として、平成 37（2025）年度までの 10 か年を計画期間とします。

なお、5 年後に社会経済状況等の変化を踏まえ、見直しを行うこととします。



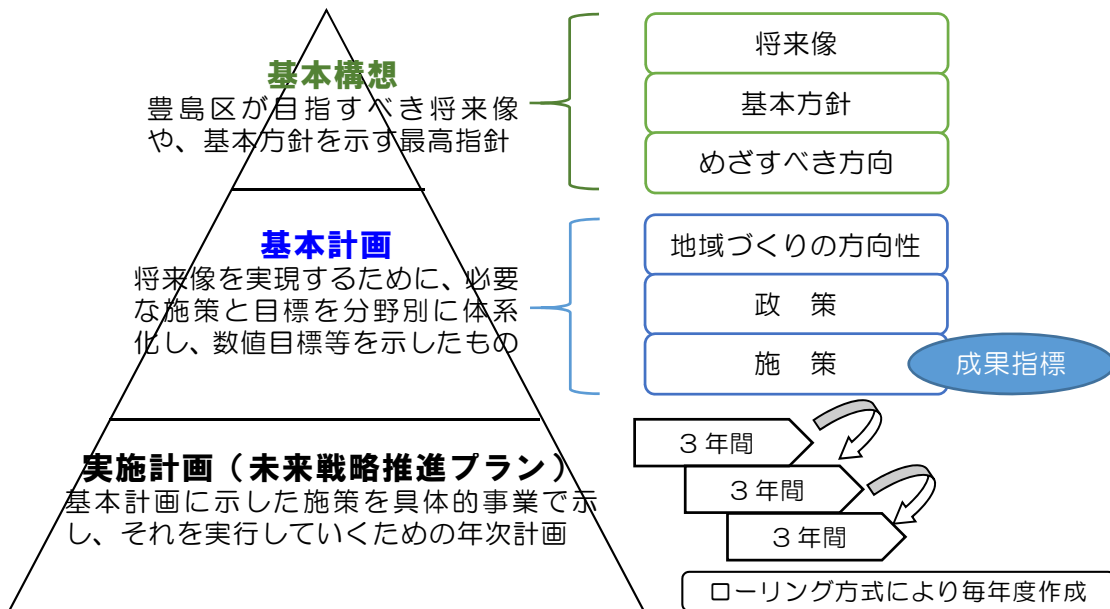


3 計画の構成

この基本計画は、基本計画は、「基本構想」に基づき策定したものであり、ピラミッド型の3層構造のうち、真ん中に位置しており、第1編「総論」と第2編「各論」から構成されています。

第1編「総論」では、区の現状、社会変化の潮流や人口の推移と予測、財政の状況と予測などの背景、計画の目標とする豊島区の将来像を示しています。

第2編「各論」では、まず基本構想が示す地域づくりの方向を示し、計画期間内に取り組む政策・施策を8つの分野に分けて体系的に示すとともに、各施策の10年後の目標と主な取り組み、行政経営のあり方、公共施設等のマネジメントシステムの構築を明らかにしていきます。また、施策ごとに成果指標を位置づけ、その実効性の確保を図っています。



4 時代の変化に対応した見直しの仕組み

将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」を実現するためには、基本計画に掲げた施策を着実に推進することが必要です。

そのため、基本計画の実施計画として、「未来戦略推進プラン」を策定します。未来戦略推進プランには、基本計画が示す「地域づくりの方向」を具体化するための計画事業を位置づけ、毎年見直しを行っていきます。

また、毎年度、行政評価を踏まえて基本計画の進捗状況を確認するとともに、基本計画を実現するために新たな事業が必要な場合は、未来戦略推進プランの中で検討していきます。



5 基本構想と基本計画の体系

基本構想では、将来像を実現するための基本的な方針として、第4章で「基本方針」を掲げ、第5章で「めざすべき方向」として4つの方向性を示しています。

この4つの方向性を具体化するため、基本計画では8つの地域づくりの方向性（政策）を設定します。

